第五条の十五の三第二十一号中「第五条の五の七各号」を「第五条の五の八各号」に改める。

（消費生活協同組合法施行令の一部改正）

第二条　消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表第三百九十六条第一項の項中「決算関係書類及び」の下に「その附属明細書並びに」を加える。

第二十条及び第二十一条を削る。

附　則

この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十八号

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　寺田　稔
財務大臣　鈴木　俊一

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十九号

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（放送法施行令の一部改正）

第一条　放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二条」を「第二十二条第四号」に改める。

第八条第一項第一号ト中「第六十四条の規定による」を「第六十四条第一項に規定する」に改める。

（電波法関係手数料令の一部改正）

第二条　電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「「基幹放送局」とは、電波法（以下「法」という。）第六条第二項に規定する基幹放送局をいい、」を削り、同条第三項中「法第四条第二号の」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二条第一項中「法第六条」を「電波法（以下「法」という。）第六条」に、「の申請をする」を「を申請する」に改め、同条第三項中「第二十七条の十四第三項」を「第二十七条の十五第三項」に改め、「法第二十七条の十二第一項の」及び「（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）」を削る。

第七条第一項中「第二十七条の十三第一項」を「第二十七条の十四第一項」に改める。

第八条中「第二十七条の十八第一項」を「第二十七条の二十一第一項」に改める。

第九条中「第二十七条の二十九第一項」を「第二十七条の三十二第一項」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第六十四条第一項ただし書」を「第六十四条第一項第二号」に改める。

一　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第五条の表有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための設備の項

二　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の表一の項

（電気通信紛争処理委員会令の一部改正）

第四条　電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十七条の三十五第二項」を「第二十七条の三十八第三項」に改める。

第七条第一項中「第二十七条の三十五第四項」を「第二十七条の三十八第五項」に改める。

第十五条中「第二十七条の三十五第一項」を「第二十七条の三十八第一項及び第二項」に、「第二十七条の三十五第三項」を「第二十七条の三十八第四項」に改める。

附　則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

総務大臣　寺田　稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　岸田　文雄

電波監理審議会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄